

## 「ビジネスコンプライアンス検定 初級 問題集」 追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成29年5月30日時点で施行される法令に基づく）により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。第7版をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・下線部が追加・修正箇所です。
- ・二重線が削除箇所です。

ページ番号	箇所	訂正前	訂正後
52	第16回 問題29 事例文 2行目	これらの情報はデータベース化され、過去6カ月以内のいずれの日においても、データベース化された顧客数の合計は5000を超えていた。	これらの情報はデータベース化され、 <del>過去6カ月以内のいずれの日においても、データベース化された顧客数の合計は5000を超えていた。</del>
52	第16回 問題29	1： X社は、個人情報取扱事業者にはあたらない。	1： <del>X社は、個人情報取扱事業者にはあたらない。</del> X社が保有する外国籍の顧客の情報は、個人情報保護法の保護対象にあたらない。
70	第16回 問題29 解説	1： 不適切。個人情報データベースを事業の用に供する者で、過去6カ月以内のいずれかの日において、取り扱う個人情報の数の合計が5000を超えていた場合、個人情報取扱事業者があたる（個人情報保護法2条3項、施行令2条）。	1： 不適切。 <del>個人情報データベースを事業の用に供する者で、過去6カ月以内のいずれかの日において、取り扱う個人情報の数の合計が5000を超えていた場合、個人情報取扱事業者があたる（個人情報保護法2条3項、施行令2条）。</del> 外国籍の個人の情報も個人情報保護法の保護対象にあたる。
89	第17回 問題29	エ. 個人情報保護法は、すべての事業者に対して、適用される。	エ. <del>個人情報保護法は、すべての事業者に対して、適用される。</del> 生命の保護のために個人情報が必要な場合においても、個人情報を第三者に提供するには、本人の同意が必ず必要となる。

第 17 回  
問題 29  
解説

エ： 不適切。個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に適用される。個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者である（2条3項）。なお、個人情報取扱事業者であっても、個人情報データベース等を構成する個人情報によって、識別される特定の個人の数の合計が、過去6カ月以内のいずれの日においても5000を超えない場合には、本法の適用対象とはならない（2条3項5号、個人情報保護法施行令2条）。

エ： 不適切。個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に適用される。個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者である（2条3項）。なお、個人情報取扱事業者であっても、個人情報データベース等を構成する個人情報によって、識別される特定の個人の数の合計が、過去6カ月以内のいずれの日においても5000を超えない場合には、本法の適用対象とはならない（2条3項5号、個人情報保護法施行令2条）。  
本人の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することができる場合もある。本肢のように人の生命、身体、財産の保護のために個人情報提供の必要がある場合で、なおかつ本人の同意を得ることが困難である場合は、例外として同意を得なくとも個人情報をすることができます。

# ビジネスコンプライアンス検定 初級 問題集

## 追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成28年1月1日時点で施行されている法令に基づく）により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。第7版第1刷をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・下線部が追加・修正箇所です。
- ・二重線が削除箇所です。

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
18	問題27 ウ	ウ. 上場企業 の株式の3%以上を保有した場合は、～	ウ. <u>自社で保有する自社株式以外に</u> 上場企業 の株式の3%以上を保有した場合は、～
48	問題20 ウ、エ	ウ. 委員会設置会社においては、取締役で構成される監査委員会が取締役と執行役の職務の執行を監査する。 エ. 委員会設置会社は、監査委員会に代えて監査役を設置することができる。	ウ. <u>委員会設置会社指名委員会等設置会社</u> においては、取締役で構成される監査委員会が取締役と執行役の職務の執行を監査する。 エ. <u>委員会設置会社指名委員会等設置会社</u> は、監査委員会に代えて監査役を設置することができる。
51	問題27 エ	エ. 上場会社の発行済み株式の5%を超えて保有した場合には、～	エ. <u>自社で保有する自社株式以外に</u> 上場会社の発行済み株式の5%を超えて保有した場合には、～
67	問題20 ウ、エ	ウ： 適切。委員会設置会社においては、～ エ： 不適切。ウの解説を参照。委員会設置会社が監査役を～	ウ： 適切。 <u>委員会設置会社指名委員会等設置会社</u> においては、～ エ： 不適切。ウの解説を参照。 <u>委員会設置会社指名委員会等設置会社</u> が監査役を～
69	問題27 エ	エ： 適切。上場会社 の発行済み株式の5%を超えて保有した場合には、～	エ： 適切。 <u>自社で保有する自社株式以外に</u> 上場会社の発行済み株式の5%を超えて保有した場合には、～
105	問題23ア 2行目	(2条1項13号)	(2条1項 <u>13</u> 14号)
105	問題23エ 2行目	(2条1項第10、11号)	(2条1項第 <u>10</u> 、 <u>11</u> 11、12号)
107	問題28 3	3： 不適切。大量保有報告書は、上場会社の株券等を5%を超えて保有することになった場合に、～	3： 不適切。大量保有報告書は、 <u>自社で保有する自社株式以外に</u> 上場会社 の株券等を5%を超えて保有することになった場合に、～